

<書跡・典籍の部>

(重要文化財を国宝に)

きんぶせんきょうづかしゅつどこんしきんじきょう 金峯山経塚出土紺紙金字経

一括

【所有者】宗教法人^{きんぶじんじゃ}金峯神社(吉野郡吉野町吉野山 1651)

奈良県・山上ヶ岳山頂^{さんじょうがたけ}の大峯山寺^{おおみねさんじさんじょうほんどう}山上本堂周辺に、主に平安時代に営まれた複数の経塚を総称して^{きんぶせんきょうづか}金峯山経塚という。

藤原道長^{ふじわらのみちなが}(966～1027)は、寛弘4年(1007)に金峯山に参詣して、「^{こんどうふじわらの}金銅藤原道長経筒」(国宝・金峯神社所有)に自筆の法華経等15巻を収めて埋納した。経筒の銘文から、法華経等10巻は^{ちやうとく}長徳4年(998)に書写し、残る5巻は寛弘4年に書写したこと等がわかる。

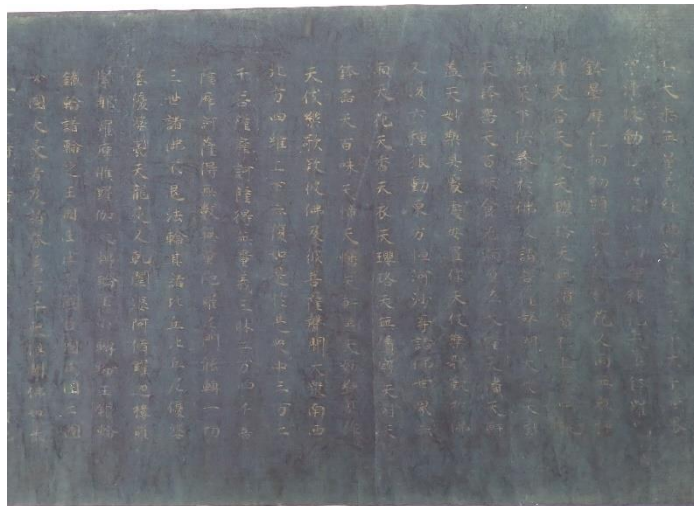
道長のひ孫にあたる藤原師通^{ふじわらのもろみち}(1062～99)は、寛治2年(1088)に金峯山に詣でて自筆の法華経等12巻を埋経した。

道長願経^{げんろく}は元禄4年(1691)出土と伝えられ、師通願経も明治時代の神仏分離以前に出土したと推測される。これらは各所に分蔵されているが、本経は、79紙という^{きんぶせんじ}金峯山寺所有の一群に次ぐ点数を誇り、また、他には小片2例しか伝わっていない表紙断簡7巻分も含まれており、我が国の文化史研究上、極めて価値が高い。(平安時代・10～11世紀)



藤原師通筆

紺紙金字経表紙



藤原師通筆 無量義経

写真提供：文化庁

<書跡・典籍の部>
(重要文化財を国宝に)

きんぶせんきょうづかしゅつどこんしきんじきょう
金峯山経塚出土紺紙金字经

一括

【所有者】 宗教法人金峯山寺(吉野郡吉野町吉野山 2498)

奈良県・山上ヶ岳山頂の大峯山寺山上本堂周辺に、主に平安時代に営まれた複数の経塚を総称して金峯山経塚という。

藤原道長(966～1027)は、寛弘4年(1007)に金峯山に参詣して、「金銅藤原道長経筒」(国宝・金峯神社所有)に自筆の法華経等15巻を収めて埋納した。経筒の銘文から、法華経等10巻は長徳4年(998)に書写し、残る5巻は寛弘4年に書写したこと等がわかる。

道長のひ孫にあたる藤原師通(1062～99)は、寛治2年(1088)に金峯山に詣でて自筆の法華経等12巻を埋納した。

道長願経は元禄4年(1691)出土と伝えられ、師通願経も明治時代の神仏分離以前に出土したと推測される。これらは各所に分蔵されているが、本経は、200紙という最大の点数を誇り、経軸や経帙も含まれており我が国の文化史研究上、極めて価値が高い。(平安時代・10～11世紀)



藤原道長筆 観普賢経卷末 長徳四年奥書

写真提供：文化庁

<彫刻の部>

(有形文化財を重要文化財に)

どうぞうかんのんぼさつりゅうぞう
銅造観音菩薩立像

1 軀

【所有者】 宗教法人法隆寺(生駒郡斑鳩町法隆寺山内 1-1)

【法 量】 像高 29.0cm

現在、^{たまむしずし}玉虫厨子(国宝)に安置される観音菩薩像で本体及び台座を銅で一 ^{いっぢゅう} 鑄する。正面に^{けぶつ}化仏を戴く^{さんめんとうしよく}三面頭飾付きの冠を付け、^{どうがんだうぎょう}童顔童形の姿に表される飛鳥時代後期の^{しょうこんどうぶつ}小金銅仏である。奈良^{さくらもとぼう}桜本坊如来坐像(重要文化財)などと同じる作風を示しており、^{めんぼう}面貌や着衣表現の特徴から7世紀末頃の製作と考えられる。両足間に尖頭状に突き出る衣の表現など着衣形式に特徴が認められる。法隆寺に伝来した飛鳥時代の小金銅仏であり、当代の金銅仏の形式展開を考えるうえで注目される。(飛鳥時代・7世紀)



写真提供：文化庁

<考古資料の部>

(奈良県指定有形文化財を重要文化財に)

ならけんほけのやまこふんしゅつどひん
奈良県ホケノ山古墳出土品

一括

【所有者】奈良県(奈良県奈良市登大路町 30)

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館保管

奈良盆地の東縁に所在する出現期の前方後円墳で、全長約 80m、古墳時代初頭(3 世紀中頃)の築造と推定され、後円部の墳頂部中央には、石槨と木槨の二重構造からなる埋葬施設の「石囲い木槨」が築かれている。出土品は、画文帯同向式神獸鏡 1 面や破碎鏡のほか、銅鏃・鉄鏃各 70 点以上、素環頭太刀をはじめとする刀剣類、鉄製農耕具類などや、装飾性に富んだ二重口縁壺、小型丸底土器からなり、大部分の武器類や農耕具類は木槨の蓋上に、土器は木槨状部を取り囲むように配され、畿内中枢部における最初期古墳の葬送儀礼の実態をよく表している。

これらは、弥生時代から古墳時代への過渡期において、古墳文化の成立過程や開始年代を示す資料であるとともに、古墳時代前期に盛行する副葬品組成や壺形土器を主体とした埋葬儀礼の実態をよく示す一括であり、その学術的価値はきわめて高い。(古墳時代)



写真提供：奈良県

○全国 国宝・重要文化財（美術工芸品）指定件数

種 別	新指定件数		合 計
	国 宝	重要文化財	
絵画	0	10	2,063(166)
彫刻	1	5	2,737(141)
工芸品	0	6	2,481(254)
書跡・典籍	3	2	1,933(235)
古文書	1	5	794(63)
考古資料	1	6	666(50)
歴史資料	0	2	236(3)
合 計	6	36	10,910(912)

(注) 合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

○奈良県 国宝・重要文化財（美術工芸品）指定件数

種 別	現在数	新指定件数				合 計
		重文から 国宝	未指定から 重文	県指定か ら重文	重美から 重文	
絵画	90(9)					90(9)
彫刻	498(76)		1			499(76)
工芸品	208(37)					208(37)
書跡・典籍	175(11)	2				176(13)
古文書	46(1)					46(1)
考古資料	39(8)			1		40(8)
歴史資料	12(0)					12(0)
合 計	1,068(142)	2	1	1		1,071(144)

(注) 合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

(注) 国宝の分割による重要文化財の件数増、種別替えが発生するため、合計欄は必ずしも既指定件数と新指定件数の合計とならない場合がある。